

## 地域女性活躍推進交付金事業補助金実施要綱

### (通則)

第1条 地域女性活躍推進交付金事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、長崎県補助金等交付規則(昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。)及び長崎県県民生活部関係補助金等交付要綱(平成19年長崎県告示第369号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 この補助金は、市町が地域の実情に応じて行う女性の活躍推進に資する取組(内閣府の地域女性活躍推進交付金事業において採択されたものに限る)を支援することにより、地域における女性の活躍を推進することを目的とする。

### (補助の対象及び補助額)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)、補助対象者、経費及び補助額は、別表のとおりとする。

### (補助金等の交付の申請と添付すべき書類)

第4条 規則第4条の規定による申請書(様式第1号)に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 実施計画書(様式第2号、第2-1号、第2-2号、第2-3号)
- 2 規則第4条の知事が定める申請書を提出することができる時期は、別に定める期日までとする。

### 第5条 削除

### (計画変更、中止又は廃止の承認)

第6条 市町長は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ様式第3号による変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 総事業費の20%を超える増減
  - (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
    - ア 交付目的に変更をもたらすものではなく、かつ補助事業を実施する市町の自由な創意により、より効果的に交付目的の達成に資するものと考えられるとき。
    - イ 目的及び事業効果に直接関わりがない事業計画の細部の変更であるとき。
  - (3) 事業の実施期間を変更しようとするとき。
  - (4) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 知事は、前項に基づく変更承認申請書を受領したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該市町長に通知するものとする。
- 3 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

### (事業遅延の届出)

第7条 市町長は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を速やかに知事に提出し、その指示を受けなければならない。

### (状況報告)

第8条 市町長は、補助事業の遂行及び支出状況について知事の要求があったときは、様式第4号により遂行状況報告書を作成し、別途定める期日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第13条第1項の別に定める実績報告書(様式第5号)に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業報告書(様式第5-1号、第5-2号、第5-3号)

(補助金等の交付)

第10条 この補助金は、概算払の方法により交付することができる。この場合において、規則第16条第2項において準用する同条第1項の別に定める概算払に必要な書類は、次のとおりとする。

- (1) 概算払請求書(様式第6号)
- (2) 請求内訳書(様式第7号)

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 市町長は、規則第14条の規定に基づく補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第8号により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の返還については、規則第19条第4項の規定を準用する。

(交付決定の取消し等)

第12条 知事は、第6条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号に掲げる場合には、規則第5条に基づく交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 市町長が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 市町長が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 市町長が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
  - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
  - 3 知事は、第1項(1)から(3)までの場合による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
  - 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、規則第19条第4項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第13条 市町長は、補助対象経費(補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(補助金の経理)

第14条 市町長は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかななければならない。

- 2 市町長は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

3 知事は、必要があると認めるときは、市町長に対し、その補助金の経理について調査若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

#### 第15条 削除

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年度の予算に係る補助金から適用する。

#### 別表（第3条関係）

補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助額
地域女性活躍推進 交付金事業	市町	内閣府の地域女性活躍推進交付金事業で採択された取組に直接必要な賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（ただし、事業の実施に最低限必要な事業用機械器具等で50万円未満のものに限る。）、報酬、共済費等の経費。	補助対象経費の2分の1以内の額と250万円とを比較して、いずれか少ない額（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）とする。